

杉並区サッカー連盟規約

(名称及び事務所)

1. 本連盟は、杉並区サッカー連盟と称し、事務所を杉並区内に置く。原則として連盟会長宅とするが、不都合がある場合には別にこれを定める。
2. 本連盟は、杉並区におけるサッカーの正しい普及を図るとともに、サッカーを通じて健全な精神と身体の向上を図ることを目的とする。

(事業)

3. 本連盟は、その目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 競技大会
 - (2) 技術及び審判講習会
 - (3) 杉並区、杉並区教育委員会、杉並区体育協会、杉並区スポーツ振興財団、その他の体育団体等が行う行事への参加・協力
 - (4) 杉並少年サッカー連盟への協力
 - (5) その他、目的達成のため必要な事業

(加盟資格)

4. 本連盟への加盟は、「一般の部」及び「シニアの部」に区分し、それぞれ次の資格を有するチームとする。
 - (1) 「一般の部」杉並区に在住又は在勤する18歳以上の男子(高校生以下を除く)で編成されたチーム
 - (2) 「シニアの部」杉並区に在住又は在勤する40歳以上の選手によって編成されたチームなお、各競技大会への参加資格はそれぞれの大会の申込要項・競技要項に定めるものとする。

(役員)

5. 本連盟に、次の役員をおく、
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事長 1名
 - (4) 常任理事 若干名
 - (5) 理事 若干名
 - (6) 監事 2名
6. 役員の選出は次の手順とする。
 - (1) 次期会長を役員会で選出する。
 - (2) 次期理事・監事は会長が役員会の承認を経て決定する。
 - (3) 次期理事長は新しい理事の互選による。
 - (4) 次期常任理事は新しい理事の互選による。
 - (5) 次期副会長は次期会長が新しい役員会の承認を経て決定する。
7. 役員の任期は2年とし、次期会長の選出、次期理事の承認までとする。また、再任を妨げない。
なお、任期の途中で選出された役員の任期は、2年の任期の残り期間とする。

(顧問)

8. 本連盟に、顧問を置くことができる。
 - (1) 顧問は、会長が役員会の承認を経て委嘱する。
 - (2) 顧問は、本連盟の運営について、会長の諮問に応ずるとともに、会長の要請により運営の引継・指導を行い、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

9. 本連盟に、次の会議をおく。
 - (1) 総会
加盟団体の代表者で構成し、年1回(必要により随時)会長が招集する。総会は事業計画、予算・決算の承認、規約の改正、その他会務の報告等を行う。
 - (2) 役員会
役員で構成し、必要に応じ理事長が招集する。役員会は事業計画、予算・決算、その他連盟の運営に必要な事項を審議決定する。

(3) 常任理事会

- 会長、副会長、理事長及び常任理事で構成し、必要に応じ理事長が招集する。常任理事会は、連盟の日常の運営に必要な事項を審議決定する。
10. 会議の成立は、構成員の3分の2以上の出席によるものとするが、委任状も出席に含める。議案の承認及び決定は、出席者の過半数による。

(委員会の設置)

11. 連盟の運営を円滑に行うため、次の委員会をおき業務の執行に当たる。
 - (1) 総務委員会(事業の実施計画の策定と実施、経理会計その他の庶務)
 - (2) 技術委員会(競技の運営、技術指導、代表チームの編成及び監督その他サッカー技術に関すること)
 - (3) 審判委員会(審判の指導育成、競技大会の審判団構成、その他サッカーの審判に関すること)
 - (4) 特別委員会(特定の業務の執行のため、その設置を会長が提案し役員会で決定したもの)
 - (5) フットサル委員会(フットサル競技の運営と、その他フットサル競技に関すること)
12. 委員会の委員は役員会で決定し、委員長は理事がこれに当たる。

(会計)

13. 本連盟の経費は、次の収入によって支弁する。
 - (1) 加盟費
 - (2) 補助金
 - (3) 寄付金その他
14. 本連盟が行う事業の経費は、次の収入によって支弁する。
 - (1) 参加費
 - (2) 補助金
 - (3) 連盟分担金
 - (4) 寄付金その他
15. 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(加盟、脱退、除名等)

16. 本連盟に加盟しようとするものは、所定の申込書に記入し加盟費を添えて申し込み、役員会の承認を得なければならない。
17. 加盟チームが連盟を脱退しようとするときは、会長に届出、事情を説明しなければならない。
18. 加盟費を1年以上納入しないチーム及び本連盟の名譽を毀損したチームは、役員会の決定を経て、除名することがある。ただし、やむを得ない事情で活動を休止する場合は休止時に会長にその旨を申し出ることにより、休止期間中加盟費を納入しなくても処分は行わない。
19. 試合・行事等において、規則に違反しまたは品位を失した言動があった場合は、役員会の決定を経て、個人あるいはその者が所属するチームを出場停止または除名することがある。

(規約の改正)

20. 本規約の改正は、10項に関わらず、委任状も含め加盟団体の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(付則)

21. 本規約の施行について必要な事項は、役員会で定める。
22. 本規約は、昭和52年3月1日から施行する。
[改正]昭和62年3月10日、平成2年1月22日、平成6年2月3日、平成10年1月20日、平成14年1月15日、平成24年1月12日、平成31年1月11日、令和6年1月12日